

# 高砂市墓地整備 基本方針

(素案)  
10年間の基本計画

本基本方針は、高砂市の墓地を取り巻く様々な問題や課題の解決に向けて、その整備等の取組みについて、市の施策の基本的な方向性を示すものである。

高 砂 市

2019年 月

## < 目 次 >

### 第1章 基本方針策定の趣旨

- 1 目的 ..... 1 頁
- 2 基本方針の位置付け ..... 1 頁

### 第2章 本市における墓地の状況

- 1 市内墓地の状況 ..... 2 頁～3 頁

### 第3章 市営墓地の現状と課題

- 1 市営墓地の現状比較 ..... 4 頁
- 2 施設・設備の整備 ..... 4 頁～6 頁
- 3 墓地区画の整備と供給 ..... 7 頁
- 4 合葬式納骨堂の現状と課題 ..... 7 頁
- 5 市営墓地としての適正管理 ..... 8 頁～9 頁
- 6 市営墓地等の需要 ..... 10 頁～11 頁

### 第4章 高砂市有墓地の整備における基本方針

- 1 公園墓地の整備及び管理運営 ..... 12 頁
- 2 引継墓地の課題解決策と整備、管理運営 ..... 12 頁
- 3 合葬式納骨堂等の必要性の検討 ..... 12 頁

### 第5章 今後10年間の基本計画

- 1 基本計画の対象施設と期間 ..... 13 頁
- 2 基本計画の位置付け ..... 13 頁
- 3 基本計画の今後の取組 ..... 14 頁～16 頁

### 参考資料

- 1 市民満足度調査結果 ..... 17 頁～20 頁
- 2 高砂市公園墓地無縁墳墓処理要綱 ..... 21 頁
- 3 高砂市公園墓地無縁墳墓処理事務要領 ..... 22 頁～25 頁
- 4 高砂市公園墓地無縁墳墓改葬要領 ..... 26 頁～27 頁
- 5 高砂市墓地、埋葬等に関する規則 ..... 28 頁～32 頁
- 6 墓地、埋葬等に関する法律 ..... 33 頁～41 頁
- 7 墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ..... 42 頁～45 頁

# 第1章 基本方針策定の趣旨

## 1 目的

現在、高砂市の市有墓地については、昭和29年の高砂市発足時に旧町村から底地を引継いだ山積する課題を抱えた高砂墓地、荒井墓地及び曾根墓地（以下「引継墓地」という）と都市計画決定により整備された都市公園としての公園墓地があり、管理運営を行っています。

全国的な少子・高齢化の進展とともに市民の4人に1人が65歳以上という超高齢化を迎え、墓地不足が予測されるなか、墓地を取り巻く社会環境も変化しています。核家族化や少子化の進展により増加する墓地の無縁化に加え、祭祀に対する価値観の変化、葬送や墓地形態の多様化と市民ニーズの変化など、その対応が重要な課題となっています。

また、墓地供給については、本格的な人口減少社会の到来による影響等も十分考慮し、長期的な視点で墓地需給両面から体系的に整理する必要があります。

市営墓地については、長年積み残されてきた課題・問題等を解決するとともに、市民の利便性や安全性に配慮した整備をする必要があります。本基本方針は、これから目指すべき市有墓地の基本的な考え方、今後取り組むべき事項である「整備と管理の考え方」を示すものです。

## 2 基本方針の位置づけ

本方針の対象期間は概ね10年間とし、本方針に基づき具体的な計画や事業を行い整備と管理を推進するものとします。ただし、社会情勢等の変化等に応じて必要が生じた場合、見直すものとします。

## 第2章 本市における墓地の状況

### 1 市内墓地の状況

高砂市の墓地の状況については、市営墓地以外に、集落墓地、寺墓地・納骨堂等、民間墓地、個人墓地（以下「民営墓地」という。）が混在しており、市内には、約2万基の墳墓があると推定しています。

墓地経営主体は、「市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」（墓地経営・管理の指針等について／厚生省生活衛生局長通知）となっており、市営墓地、民営墓地ともそれぞれの立場で、墓地需要の推移、墓地形態の変化等を踏まえながら、各種整備が行なわれています。

市営墓地のうち、公園墓地については、昭和41年に都市計画決定により墓園として、1,346区画整備されて以来、市民の需要に応じて計画的に供給しつつ、その公共性と公益性に鑑み、宗旨宗派を問わず市民の誰もが利用可能であり、永代使用料や維持管理料の面でも低廉な料金設定で管理運営を行っています。一方、民営墓地については、宗旨宗派の指定がない事業型墓地と、宗旨宗派が限定されている檀家型墓地があり、多様なニーズに対応しています。

#### (1) 市営墓地と集落墓地の墓所の状況

番号	名称	所在地	底地	面積(m <sup>2</sup> )	管理者
1	公園墓地	阿弥陀町阿弥陀560	高砂市	127,000	高砂市
2	高砂墓地	西畑4丁目640-1	〃	9,819	高砂市
3	荒井墓地	荒井町東本町2-3	〃	3,763	高砂市
4	曾根墓地	曾根町日の上1491	〃	1,180	高砂市
市営墓地 計				141,762	
5	梅井墓地	伊保町梅井3丁目359	高砂市	3,234	自治会
6	伊保崎墓地	伊保町竜山1丁目136	伊保崎村	1,532	伊保崎準財産区会
7	中筋墓地	伊保町中筋5丁目228	中筋村	1,479	願正寺
8	中筋墓地	伊保町中筋5丁目165-1	中筋村	254	自治会
9	今市墓地	伊保町中島2丁目196	今市村	1,022	自治会
10	中島墓地	伊保町中島2丁目545	中島村	694	玄長寺

番号	名称	所在地	底地	面積(m <sup>2</sup> )	管理者
11	牛谷墓地	北浜町牛谷萬箆石699-1	牛谷村	2,152	自治会
12	阿弥陀墓地	阿弥陀町阿弥陀谷ノ口1880	阿弥陀村	3,988	水利組合
13	長尾墓地	阿弥陀町長尾酒造岩282	長尾新村	600	自治会
14	北山墓地	阿弥陀町北山南原51	北山新村	1,117	自治会
15	南池墓地	阿弥陀町南池北山558	南池村	380	自治会
16	魚橋墓地	阿弥陀町魚橋外1566	魚橋村	1,513	水利 & 自治会
17	米田墓地	米田町米田西の野262	米田村	1,379	自治会
18	島墓地	米田町島向島226	島村	1,318	自治会
19	神爪墓地	米田町神爪赤羽ネ360	神爪村	972	自治会
20	塩市墓地	米田町塩市須崎546	塩市村	4,909	自治会
21	古新墓地	米田古新西新田311	古新村	158	自治会
22	米田新墓地	米田町米田新藪下22	米新村	920	墓地管理委員会
集落墓地 計				27,621	
市営墓地、集落墓地 合計				169,384	

## (2) 民営墓地（集落墓地を除く）の墓所の状況

市内に在る59の寺院・教会等の墓地・納骨堂には、約6,000～7,000基の墓所区画又は納骨スペースがあると考えられます。

## 第3章 市営墓地の現状と課題

### 1 市営墓地の現状比較

項目	墓地名	公園墓地	引継墓地		
			高砂墓地	荒井墓地	曾根墓地
所在地	阿弥陀町阿弥陀 560番地 他	高砂町西畑 4丁目 640-1 他	荒井町東本町 2-3 他	曾根町日の 上 1491	
面積	127,000 m <sup>2</sup> ※ <sup>1</sup>	9,819 m <sup>2</sup> ※ <sup>1</sup>	3,763 m <sup>2</sup> ※ <sup>1</sup>	1,180 m <sup>2</sup> ※ <sup>1</sup>	
墳墓数(墓所)	3,582 基	2,990 基※ <sup>2</sup>	824 基※ <sup>3</sup>	1,610 基※ <sup>2</sup>	
無縁墳墓	4 基	800 基	144 基	31 基	
永代使用料 (過去)	12 万円/m <sup>2</sup> (13,200 円/m <sup>2</sup> ~)	募集停止 (不明)	募集停止 (不明)	募集停止 (不明)	
維持管理料	700 円/m <sup>2</sup> ・年	無	無	無	
墓地台帳	整備済	未整備	整備済	未整備	
墓地条例	有 (霊園管理条例)	無	無	無	
土地所有者	市	市	市	市	
官民境界確定	済	済	済	未	
新規使用者募集	有(直近 30.8)	無	無	無	
附属設備	便所	有	有	無	
	街灯	有	有	無	
	水道	有	有	有	
	駐車場	有	有	有	無

※無縁墳墓とは、お墓を承継する縁故者がなく管理されないお墓をいう。(無縁墓地ともいう。)

※<sup>1</sup>平成11年調査 ※<sup>2</sup>昭和48年調査 ※<sup>3</sup>平成12年調査

### 2 施設・設備の整備

#### (1) 環境の維持保全

##### ア 公園墓地

墓域全体の良好な景観を維持するため、管理棟に人員を配置(委託)し、来場者等の対応を行っています。除草作業や剪定を適宜行い、週2回ごみ収集を行っています。緩衝緑地、修景地など公園機能を有した都市公園のひとつに位置づけられる公園墓地は、墓域内車両通行ができるため各区画までの直行が可能で、市営墓地のなかでは、特に高齢者にやさしい環境を確保しています。

##### ※緑化率の改善

公園墓地緑化率については、墓域の拡張により現在59.2%となっています。国(「緑の政策大綱」/現国土交通省)が示す基準緑化率60%を確保するため、様々な手法を検討し、緑豊かな広がりのある空間の創出に努める必要があります。

### 【緑豊かな公園墓地の風景】



## イ 引継墓地

### 【共通】

引継墓地については、墓域全体の景観を悪化させないため、除草作業(年3回)、剪定(随時)、ごみ収集(週2回)を実施し、墓参に影響のないよう維持管理を行っています。昭和29年に旧町村から引継いだ時点で、かなりの無縁墳墓があったと考えられ、更に約60年が経過する過程で無縁化する墳墓が増え続けてきました。管理する者がいないため、雑木や雑草が伸び、景観を悪化させるばかりでなく、墓参に影響が発生している状況にあるため、無縁墳墓の処理が急務となります。

### 【高砂墓地】

引継墓地のうちでは、荒井墓地に次いで比較的良好な景観も保たれているが、家庭用粗大ゴミなどの不法投棄が後を絶たず、効果的な対策を講じる必要があります。

また、墓域の西側の緑地等が少ない個所についても、今後、植栽を検討する必要があります。

### 【荒井墓地】

荒井墓地は、荒井村時代の昭和2年に現在地に移設されたが、元々市街地にあり、墓参がしやすい環境であったことから、良好な景観が保たれています。周囲全体が樹木により墓地と市街地を分断しており、また、無縁墳墓も一定の場所に集約されていることから美観的です。

### 【曾根墓地】

引継墓地のうち、最も開設時期が早かったと考えられる曾根墓地は、日笠山の麓(山裾)にあり、官民境界の不明など、多くの問題、課題があることから、大規模整備が困難を極めています。無縁化した墳墓や建替え等で廃棄された墓石が散乱し、荒廃感が強く、また、通路等は無許可建立された墳墓が点在し、無秩序な状態です。

## (2) 老朽化等に伴うインフラ等の再整備

### ア 公園墓地

管理棟(管理業務受託者を配置)があり、大型の区画案内看板(平成28年度更新)、給水設備が区画ごとに複数箇所設置してあり、一定の利便性も確保しているが、昭和41年の第1期工事から50年以上が経過し、施設、設備ともに劣化が著しく、再整備が必要な状況です。

- ① 水道本管の布設替・・・ 例年漏水箇所が多発し、全体的な布設替えの必要があります。
- ② 通路舗装・・・・・・・・ 敷地内の未舗装道路の不陸を解消するとともに、アスファルト道への舗装整備を行う必要があります。
- ③ 石階段の補修・・・ 各区画への出入口階段や大階段の石材が剥落し、危険であるため、改修する必要があります。
- ④ 管理棟の改修・・・ 築後50年以上が経過し、建物自体の老朽劣化が激しいため、今後の公園墓地の管理方法に即した用途変更も視野に入れながら、改修方法を検討する必要があります。

### イ 引継墓地

#### 【高砂墓地】

給水設備3箇所、便所、街灯があり、15台程度の駐車場も有し、一定の利便性は確保されています。平成24年には、排水溝の新設を行っています。

#### 【荒井墓地】

給水設備2箇所、街灯があります。車は3台程度の乗入スペースがあり、駐車場として利用していますが、将来的には駐車場の整備、便所の新設が課題となります。

#### 【曾根墓地】

給水設備が1箇所あるのみ。平成25年度には、雨水の排水溝の整備を行っています。便所や駐車場の新設については、無縁墳墓の整理後の課題です。現況のままで墓域に設置スペースを確保することは非現実的であり、また、課題の解決には膨大な時間を要すると考えられます。

### 3 墓地区画の整備と供給

公園墓地については、都市計画決定により昭和41年の造成を皮切りに10回の造成を行ってきました。スケール面、緑化率の低下抑制の面においても、これ以上の墓域拡張が困難な状況にあります。

また、新たに土地を確保し、従来型の墓地区画を供給することに関しては、財政的判断と、現有の民営墓地等の空き状況等を十分調査したうえで、これからの墓地形態や需要の変化、動向を分析し、決定する必要があります。

引継墓地については、高砂墓地、荒井墓地、曾根墓地とも現在の墓域を拡張することは非現実的です。

なお、現在、公園墓地で返還された区画については、一定数が返還され次第（随時）、使用者の募集を行っているが、引継墓地については、荒井墓地を除く高砂墓地、曾根墓地において図面（配置図）、帳簿又は書類等が未整備であることから、管理条例の制定も見送ってきた経緯もあり、返還による空き区画の募集については、停止しています。

今後、引継墓地においては、無縁墳墓の整理や未使用区画（引継墓地の返還地）の取扱い等を検討し、市民の要望に対応できるよう努める必要があります。

### 4 合葬式納骨堂の現状と課題

少子・高齢化、核家族化、人口減少の進展により、墓の承継者が不足するなど、祭祀に関する不安を抱える市民が年々増加している状況にあるなか、墓地形態の多様化とニーズの変化により、従来型の個別墓にこだわらない共同利用型の合葬式の墓地に対する関心が高まっています。

また、本市においても、今後、二十年間の死亡者数は、増加が続くと予測され、墓地の需要増加に対する対応と無縁墳墓への対策として、合葬式納骨堂の建設に向けた様々な調査と十分な検討が必要です。検討にあたっては、運営方法等、経営的視点をもって事業スキームを構築し、慎重に進める必要があります。

合葬式納骨堂とは、ご遺骨を地下などの合葬室へ納めるほかに、骨壺に入った状態で契約した一定期間（10年間又は20年間が多い。）を個別に保管した後に地下の合葬室へ納めることも選択できる納骨堂タイプの施設です。

また、近年の少子高齢化で墓地の承継や墓参が困難な状態であったり、多様化する墓地への市民ニーズに対応するよう考案された納骨施設です。

## 5 市営墓地としての適正管理

公園墓地については、市営墓地として市制施行以降に造成した唯一の公営墓地であり、永代使用料（現在、12万円/㎡）、維持管理料（現在、年間700円/㎡）を徴収していることから、相応しい維持管理と墓参環境の新たな整備に努める必要があります。

また、適正管理の大前提として、老朽化等に伴うインフラ等の再整備を進め、新たに求められる新施設の建設計画等について検討する必要があります。基本方針に沿った整備を進めるため、将来にわたる修繕費や再整備費に充てる財源を適切に確保するための検討が課題となります。

引継墓地については、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）第15条に規定される図面、帳簿又は書類等（以下「墓地台帳」という。）が未整備であるうえ、管理に関する基準等を定める管理条例が未制定であることから、市としては、墓地台帳を整備したうえで、管理条例を制定する必要があります。条例制定にあたっては、現在、公費負担で全てを賄っている引継墓地の管理費について、使用者に応分の負担を求めること（受益者負担の原則<sup>※1</sup>）の可否、管理における公的関与のあり方（公的関与の度合い）と管理責任の範囲等を明確にし、使用者に明らかにしたうえで、それらに則した管理条例を制定する必要があります。

※1 受益者負担の原則とは、特定のサービスを受ける者に対し、受益に応じた負担を求める考え方であり、受益者（引継墓地使用者）と非受益者（引継墓地を使用していない者）間の公費負担の公平性、公正性を確保することを目的としたもの。

### （1） 無縁墳墓の処理と無縁化の防止

墳墓については、管理（供養）する承継者が途絶えたり、使用者が長い期間、居所不明になったりした場合、無縁墳墓として処理する必要があることから、当該墳墓の遺骨は、墓埋法施行規則第2条及び同規則第3条の規定による改葬の手続きにより、墳墓から取出し慰霊碑や供養塔などに移し、墓石は別の場所に一旦移動することになります。移動した墓石は、一定期間を経て処分することになりますが、この場合、墓地（以下「霊域」という。）の使用権は、改葬の手続きの開始時に既に消滅することになります。無縁墳墓の認定と処理については、公園墓地の場合は、高砂市公園墓地無縁墳墓処理要綱（平成27年4月1日制定・施行 ※P21）、高砂市公園墓地無縁墳墓処理事務要領（※P22～25）により行い、引継墓地の無縁墳墓の処理については、山積する問題・課題の解決も含め、処理方法については、別途定める必要があります。

## ア 公園墓地

現在、公園墓地で発生している無縁と認められる墳墓については、改葬・墳墓移動を行うために墓埋法施行規則第3条第1項第2号の規定に基づく改葬の公告（官報掲載と当該墳墓前への立札設置）を行っています。（高砂市公園墓地無縁墳墓改葬要領※P26～27）

今後、墳墓の無縁化については、更に増加すると考えられることから、効果的な対策を講じる必要があります。

なお、無縁墳墓の改葬については、公園墓地内の無縁墳墓（墓石）を、集約する無縁仏供養塔において行っています。

## イ 引継墓地

高砂墓地が800基、荒井墓地が140基、曾根墓地が31基（何れも推定であり、曾根墓地はその数倍あると考えられます。）と推定される無縁墳墓ですが、現状では、全ての無縁墳墓を一箇所に集約できる場所を、それぞれの墓地内に確保することが困難であるため、別途、設置場所等を検討する必要があります。

### （2） 高砂墓地、曾根墓地の墓地台帳整備

墓埋法第15条に規定される墓地台帳が未整備であり、作成が急務となっています。

【根拠法令条文】墓地、埋葬等に関する法律（※P33～41）

第15条（図面・帳簿・書類の備付又は閲覧の義務）

墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。」

【根拠法令条文】墓地、埋葬等に関する法律施行規則（※P42～45）

第6条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

第7条 墓地の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

墓地台帳の整備については、各引継墓地のある自治会等地元住民の協力が絶対条件ですが、使用者の特定も含め、図面の作成等については、膨大な時間と人力を要するため委託の方向で進めます。ただし、職員で実施可能な範囲（例えば、墳墓の配置図や建立者名簿作成等）を検討し進めるものとします。

### （3） 引継墓地の条例制定

高砂墓地、荒井墓地、曾根墓地それぞれの問題・課題を整理したうえで、制定のタイミング等も考慮し検討する必要があります。

## 6 市営墓地等の需要

市営墓地の需要については、社会状況の変化や市民アンケートなどから、次のとおり、その傾向等について考察します。

### (1) 社会状況等の変化から見た墓地需要

従来型の墓地や納骨堂を求める場合、高齢化社会の進行や市民の墓地取得意向等から、生活圏域に比較的近いところを求める傾向は今後も継続すると考えられます。

また、墓地に対する市民ニーズも多様化してきており、特に合葬式の墓地の需要は全国的にも増加傾向にあり、本市においても同様の傾向にあると推測します。

なお、平成30年2月の調査では、納骨堂又は合葬式納骨堂を保有又は計画があった兵庫県下の自治体は、神戸市、西宮市、芦屋市、明石市、加古川市、姫路市の6市（芦屋市以外何れも人口25万人以上の自治体）となっています。

### (2) 墓地等に関する意識調査から推定される墓地需要の傾向

平成27年度と平成29年度に実施した市民満足度調査と、平成27年度に実施した公園墓地使用者対象の「墓地に関する意識調査（アンケート調査）」の調査結果は次のとおりとなっています。

#### 【市民満足度調査の結果】

- ・対象 市内在住18歳以上、住民基本台帳から無作為抽出した1,000人
- ・回答数 平成27年度、329人、平成29年度、519人

質問の内容	平成27年度	平成29年度
ア 墓地、納骨堂どちらも使用していない市民	51.4%	43.2%
イ 「墓地が必要」と回答した市民	24.6%	16.6%
「合葬式納骨堂が必要」と回答した市民	29.2%	20.4%
「両方とも必要ない」と回答した市民	29.2%	39.9%
ウ 合葬式納骨堂を希望する市民の理由として		
「承継者がいない」	46.9%	30.5%
「管理が容易」	27.4%	38.6%
「金銭的負担が少ない」	22.1%	24.3%
エ 墓地や合葬式納骨堂を希望する地域としては		
「市内」を希望	77.4%	88.2%
「市営」を希望	71.3%	74.7%

【公園墓地使用者の意識調査の結果】

・対象者 平成27年度維持管理料納付対象者 802人

・回答数 390人

高砂市民 257人 (65.9%) 兵庫県内 119人 (30.5%) 県外 14人 (3.6%)

質問の内容	平成27年度
ア 合葬式納骨堂があれば、改葬したいですか	
「直ぐに改葬したい」	4.4%
「将来的に改葬したい」	32.3%
イ 「改葬したい」理由として	
「承継者問題の不安が解消される」	76.3%
「管理が容易」	16.9%
ウ 合葬式納骨堂を希望する人の内	
設置場所が「公園墓地内」	70.7%
理由として「公営管理」	54.7%
エ 合葬式納骨堂の利用形態の希望	
「一定期間個別保管後、合葬」	53.6%
「最初から合葬」	36.8%
オ 公園墓地内に合葬式納骨堂が建設された場合の改葬する条件として	
「優遇措置(永代使用料の減額等)」	44.2%
「抽選になった場合の優先決定」	33.3%

以上の結果から、市民ニーズについては、承継者不足や管理面への不安から、従来型の墓地から合葬式納骨堂へと変化している傾向があり、管理運営主体は依然として公営希望の人気が高い状況ですが、一方において価値観の変化からか、墓地・合葬式納骨堂とも不要との回答が4割近くあります。

また、平成27年度と平成29年度の調査を比較すると、墓地が必要・合葬式納骨堂が必要とする意見については、いずれも減少傾向にあります。

これらの傾向はあるものの、墓地等に関する市民意識の動向については、今後も引き続き調査を行い、市営墓地のあり方・方向性等は検討していく必要があります。

## 第4章 高砂市有墓地の整備における基本方針

高砂市における市有墓地については、市民の需要に応じて供給し、永代使用料や維持管理を収納し管理運営している公園墓地や引き継ぎ墓地として様々な課題を抱える、高砂、荒井、曾根墓地があります。今後、社会情勢の変化や市民ニーズに対応するための高砂市有墓地のあり方について、整備と管理についての基本的な方向性を示します

### 1 公園墓地の整備及び管理運営

公園墓地については、都市計画的施設として市民や使用者に安全、安心な施設として整備・管理運営されなければならないため、適正な管理として計画的に施設・設備及び無縁墓の改葬等の整備を行います。

### 2 引継墓地の課題解決策と整備、管理運営

高砂、曾根、荒井墓地の引き継ぎ墓地については、最終的には、条例制定を目標に掲げ計画的に墓地台帳整備に向けた取組を行っていきます。また、無縁墳墓の整理についても、整理の方法等検証していきます。

### 3 合葬式納骨堂等の必要性の検討

合葬式納骨堂については、社会状況と市民ニーズに対応した様々な調査が必要であり、それらを踏まえたうえで必要性について十分に検討していきます。

## 第5章 今後10年間の基本計画

### 目的

基本計画は、高砂市墓地基本方針を基本とし、公平で安定した墓所供給及び市民ニーズに対応した市有墓地の整備等を進めるため、2019年度から2028年度における整備内容を定めるものです。また、まちの将来像と中長期的な市行政の基本的な施策の方向を定め、分野別計画の上位に位置づけられる高砂市総合計画を反映するものとします。

### 1 基本計画の対象施設と期間

#### (1) 基本計画の対象施設

墓地の種別	対象となる墓地の名称
墓園（都市計画法）	高砂市公園墓地
引継墓地	高砂墓地、荒井墓地、曾根墓地

※基本計画において、上記の4墓地を総称して「市営墓地」という。

#### (2) 本計画期間

2019年度から2028年度（10年間）を対象期間とします。

※この基本計画における対象期間を10年と定めた事業スキームを作成したのですが、社会情勢等の変化を考慮し、2年毎に基本計画の見直しを図るものとします。

### 2 基本計画の位置づけ

基本計画は、「高砂市総合計画」を上位計画とし、基本方針に基づき市有墓地の整備計画として策定するものです。

また、「緑の政策大綱」や「高砂市緑の基本計画」など、関連する各種の基本構想や計画との整合を図るとともに、市民ニーズの反映も十分考慮する必要があります。

### 3 基本計画の今後の取組

#### 各墓地整備における主な取組

##### (1) 公園墓地の整備及び管理運営

○緑化工事、水道本管の布設替、通路舗装について

・今後、目標年度を決めて行います。

○小規模な石階段等施設の補修について

・安全性確保のために、随時、補修等を行います。

○管理棟の改修について

・高砂市公共施設等総合管理計画と整合するよう、適切な予防保全と長寿命化を図ります。

○墓地区画の整理と供給について

・墓域の返還等があり、一定数の区画がそろえば募集を行います。

○無縁墳墓について

・随時、無縁墳墓の改葬のための手続きを行い、整理による供給を行います。

○樹木伐採及び剪定について

・墓域全体の良好な景観を維持するために、随時、樹木の伐採および剪定を行います。

○墳墓の無縁化の防止について

・墳墓の無縁化の防止については、維持管理料の送付時に、承継に関する手続きの方法等を記載した、書類を同封することにより、承継が滞ることがないよう啓発に努めます。

整備等の内容	スケジュール									
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
緑化工事				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
水道本管の布設替				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
通路舗装				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
石階段の補修(随時:小規模)	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————
管理棟の改修										
墓地区画の整理と供給	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————
無縁墳墓の整理による供給	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————
樹木伐採及び剪定	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————
墳墓の無縁化防止	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————	—————

破線＝実施を検討しているもの

## (2) 引継基地の課題解決策と整備、管理運営

### ○ごみの不法投棄防止対策、樹木伐採及び剪定について

・墓域全体の景観を悪化させないために、随時、ごみの不法投棄防止対策や樹木の伐採および剪定を行います。

### ○無縁墳墓の改葬について

・無縁墳墓を集約する場所を、検討する必要があるため、今後、改葬の手続きの方法も合わせて考えます。

### ○墓地配置図の作成について

・職員により高砂墓地から作成し、完成後、曾根墓地の配置図を作成します。

### ○墓地台帳整備について

・墓地配置図完成後、整備することとし、整備手法については、検討します。

### ○管理条例制定について

・台帳整備後に行います。

整備等の内容	スケジュール									
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
ごみの不法投棄防止対策	→									
樹木伐採及び剪定	→									
無縁墳墓の改葬										
墓地配置図の作成(高砂)	→									
〃 (曾根) ※1					→					
墓地台帳整備の検討 (委託又は職員による実施)	墓地配置図完成後									
引継基地の条例制定	台帳整備後									

※1 については、無縁等の墓石が輻輳しているため、予定年限の6年を超える事も想定しております。

### (3) 合葬式納骨堂等の必要性の検討

#### ○民営墓地の状況調査

- ・市内墓地等の利用可能区画数の調査  
高砂市内の集落墓地をはじめ民営墓地など、全墓地の現状調査を行い、調査結果を必要性の検討に加えます。

#### ○墓地需要の将来予測

- ・合葬式納骨堂の計画については、墓地需要量の将来予測を下記の3方式を参考に算定し、適正な容量を決定し民営墓地の状況調査結果も踏まえ、必要性の検討をします。

整備等の内容	スケジュール									
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
民営墓地の状況調査				→						
必要性の検討（需要予測等）						→				

#### 【算定方式】

##### ア (社)全日本墓園協会方式

将来の親族世帯数の増加分、平均世帯人員、死亡率など、推計した統計データを使用して墓地需要量を算定する方法。特徴は、一定期間に新たに成立した世帯の数を墓地需要量の主な対象として算出している点です。

##### イ 大阪府方式

世帯数をもとに、居住地への定住性の傾向や墓地の購入意思を考慮したうえで、分家した世帯が1世帯につき1墓所持つことを仮定して算定する方法。

##### ウ 墓地増加率による推定

過去の墓地増加数と死亡者数をもとに、将来の墓地需要を推定する方法

### (4) 適正な墓地管理及び無縁墳墓化の防止の啓発

#### ○適正な墓地管理の普及啓発

- ・霊域使用者に対して、使用区画内の除草、古くなった供物の持ち帰りや献花の清掃などについて、対象墓所への看板設置などの積極的な啓発を行います。

#### ○無縁墳墓化の防止の啓発

- ・使用者の管理意識の向上  
各墓地への啓発看板の設置のほか、広報、ホームページ等を活用して、墓地無縁化の問題を広く継続的に周知するなど、積極的な啓発に取り組めます。
- ・承継手続きの啓発  
墓地の承継が確実に行われるよう、石材業者とも連携しながら、速やかな承継手続きの方法・手順について検討し、啓発に取り組めます。

参考資料 1

市民満足度調査結果－1

墓地について

問1 あなたは墓地又は納骨堂を使用していますか。

(ここでいう納骨堂は、承継者のいない方等に対応するため、10年から30年程度の期限を過ぎた後に、合葬する合葬式納骨堂を想定)

選択肢	平成27年		平成29年	
	回答数	割合	回答数	割合
1 墓地を使用している	139	42.2%	242	46.6%
2 納骨堂を使用している	11	3.3%	22	4.2%
3 どちらも使用していない、又は遺骨がない	169	51.4%	224	43.2%
4 その他	0	0.0%	3	0.6%
5 無回答	10	3.0%	28	5.4%
合計	329	100.0%	519	100.0%

問2 あなたは墓地又は納骨堂が必要ですか。

選択肢	平成27年		平成29年	
	回答数	割合	回答数	割合
1 墓地が必要	81	24.6%	86	16.6%
2 納骨堂が必要	96	29.2%	106	20.4%
3 墓地から納骨堂に移したい	17	5.2%	34	6.6%
4 納骨堂から墓地に移したい	1	0.3%	0	0.0%
5 必要ない	96	29.2%	207	39.9%
6 その他	0	0.0%	3	0.6%
7 無回答	38	11.6%	83	16.0%
合計	329	100.0%	519	100.0%

問3 問2で2「納骨堂が必要」又は3「墓地から納骨堂へ移したい」と回答された方で、納骨堂を選択する理由は何ですか。

選択肢	平成27年		平成29年	
	回答数	割合	回答数	割合
1 墓地の承継者がいない	58	17.6%	63	12.1%
2 金銭的負担が少ない	30	9.1%	41	7.9%
3 管理が容易	39	11.9%	53	10.2%
4 その他	2	0.6%	11	2.1%
5 無回答	200	60.8%	351	67.6%
合計	329	100.0%	519	100.0%

問 4 問 2 で 1～4 と回答された方で、  
希望する墓地又は納骨堂の地域はどこですか。

選択肢	平成 27 年		平成 29 年	
	回答数	割合	回答数	割合
1 市内	157	47.7%	202	38.9%
2 県内	22	6.7%	29	5.6%
3 他府県	4	1.2%	10	1.9%
4 どこでもよい	17	5.2%	15	2.9%
5 その他	0	0.0%	2	0.4%
6 無回答	129	39.2%	261	50.3%
合 計	329	100.0%	519	100.0%

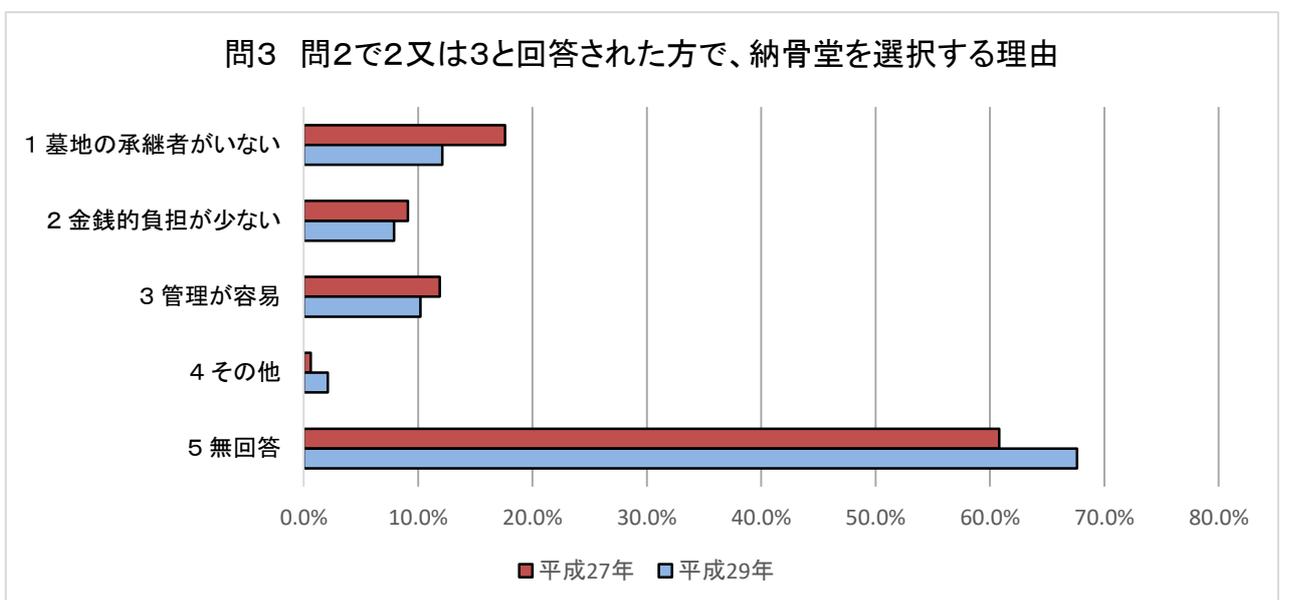
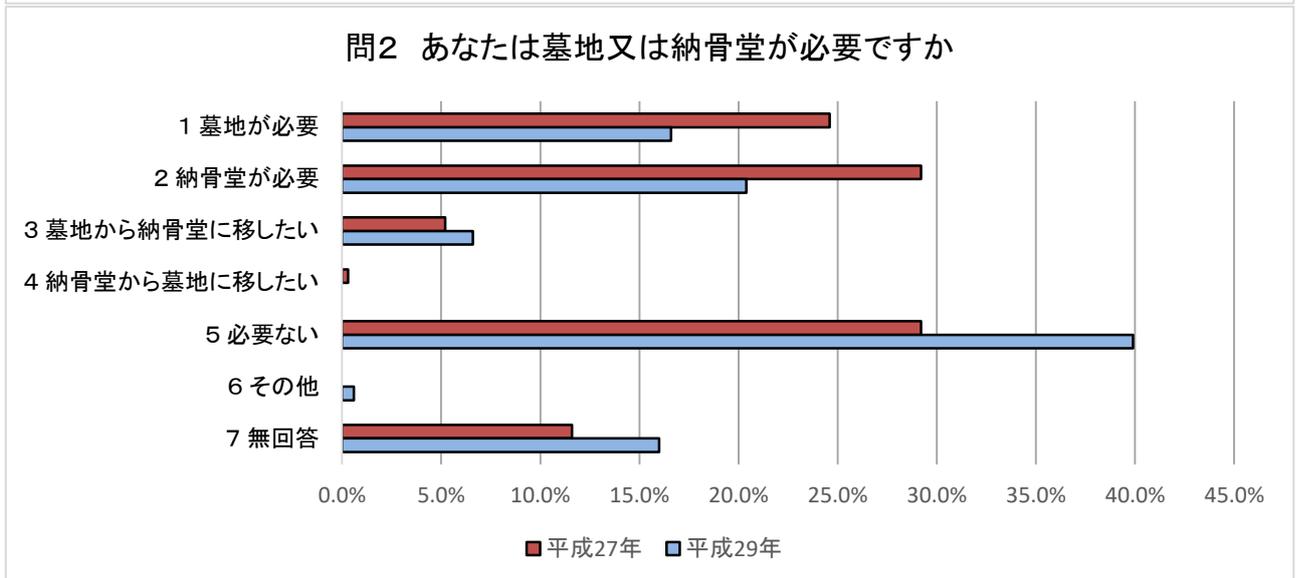
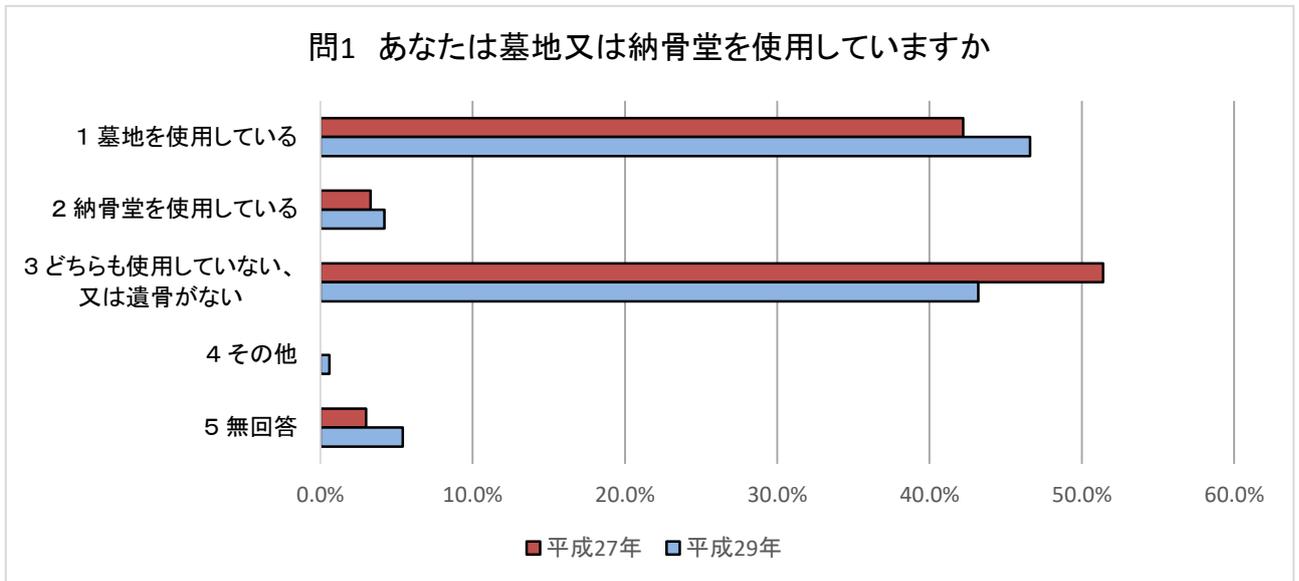
問 5 問 2 で 1～4 と回答された方で、  
墓地又は納骨堂の管理はどのような団体を希望しますか。

選択肢	平成 27 年		平成 29 年	
	回答数	割合	回答数	割合
1 市	152	46.2%	171	32.9%
2 町(財産区)	13	4.0%	19	3.7%
3 宗教法人	29	8.8%	35	6.7%
4 その他	8	2.4%	19	3.7%
5 無回答	127	38.6%	275	53.0%
合 計	329	100.0%	519	100.0%

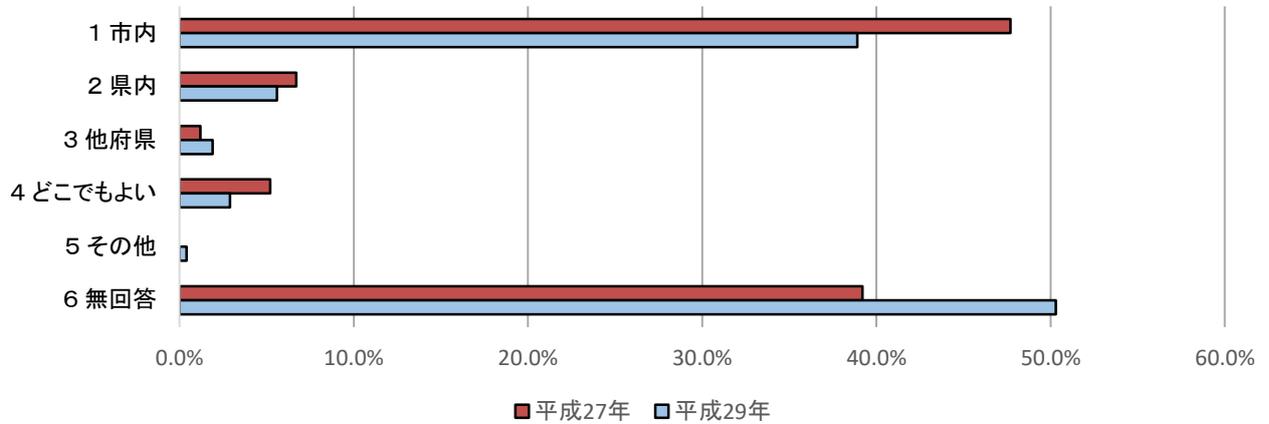
問 6 墓地又は納骨堂に関する心配事は何ですか。(複数回答可)

選択肢	平成 27 年		平成 29 年	
	回答数	割合	回答数	割合
1 管理費が高い	77	23.4%	105	14.2%
2 承継者がいない	43	13.1%	88	11.9%
3 手入れが行き届かない	34	10.3%	99	13.4%
4 墓の管理主体の破綻	10	3.0%	45	6.1%
5 子孫に面倒をかけるのではないか	47	14.3%	171	23.1%
6 心配事はない	45	13.7%	72	9.7%
7 その他	0	0.0%	8	1.1%
8 無回答	73	22.2%	151	20.4%
合 計	329	100.0%	739	100.0%

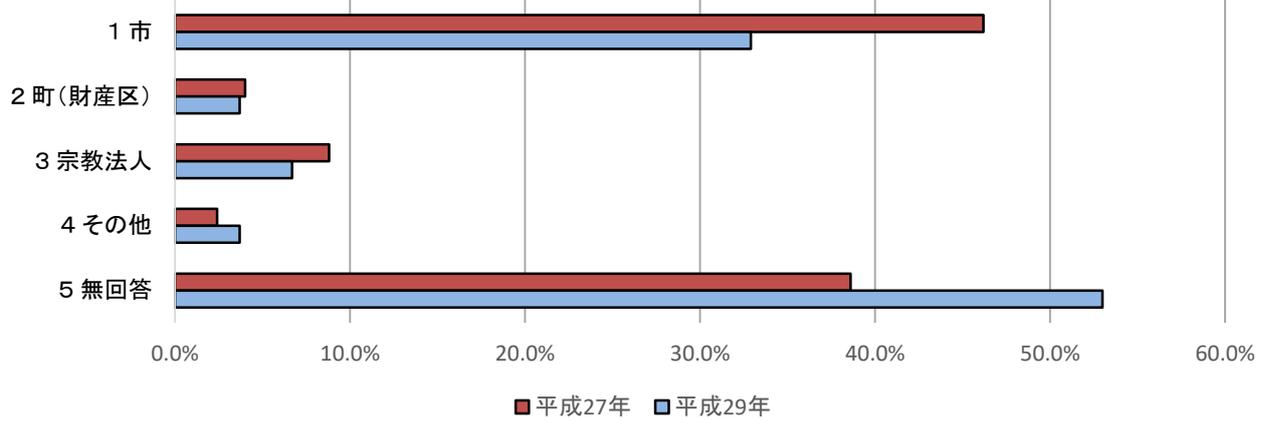
## 市民満足度調査結果－2



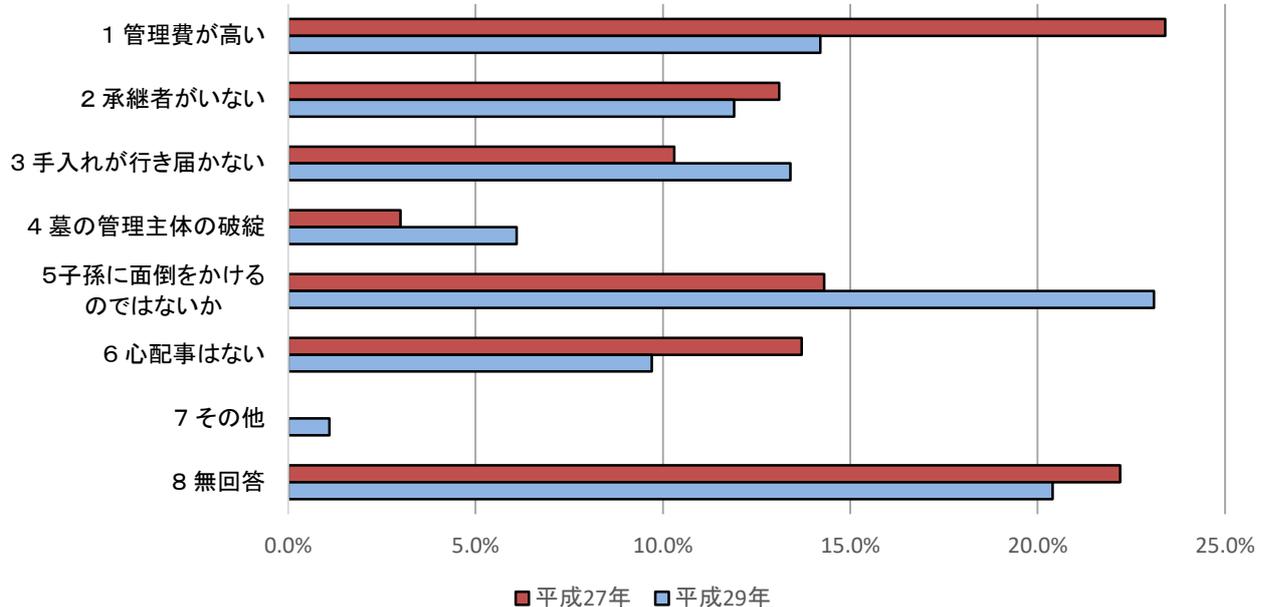
問4 問2で1～4と回答された方で、  
希望する墓地又は納骨堂の地域



問5 問2で1～4と回答された方で、希望する墓地又は納骨堂の管理団体



問6 墓地又は納骨堂に関する心配事は何ですか(複数回答可)



## 2 高砂市公園墓地無縁墳墓処理要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、高砂市公園墓地（以下「公園墓地」という。）における無縁墳墓の処理に関し必要な事項を定めることにより、無縁墳墓の処理を円滑に行い、公園墓地の適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において「無縁墳墓」とは、使用者が死亡又は使用者の所在が不明である墳墓で、「高砂市公園墓地無縁墳墓処理事務要領」（平成27年4月1日施行）に基づく調査を行った結果、当該墳墓の祭祀を行う者がいないと認められるものをいう。

### (無縁墳墓の改葬)

第3条 無縁墳墓は、「高砂市公園墓地無縁墳墓改葬要領」（平成27年4月1日施行）で定めるところにより、墓地管理に支障のない場所に移設する。

### (墓石、碑石等の処理)

第4条 前条の規定により移設した墳墓の墓石、碑石等は、公園墓地内の墓地管理に支障のない場所に一定期間保管した後、不敬とならないよう配慮の上処分する。

### (補 則)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 3 高砂市公園墓地無縁墳墓処理事務要領

#### 第1 趣旨

この要領は、霊園管理条例（昭和42年高砂市条例第33号）及び「高砂市公園墓地無縁墳墓処理要綱」（平成27年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、無縁墳墓の処理を行うに当たっての具体的な事務等について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 調査

無縁墳墓の調査は、次の手順で行うものとする。

##### 1 調査対象者の抽出

###### (1) 「無縁墳墓調査対象者リスト」（様式1）の作成

公園墓地管理台帳から5年以上滞納している墳墓を抽出し、「無縁墳墓調査対象者リスト」を作成する。この場合において、リストに記載する項目は、次のとおりとする。

①調査番号（この番号は、本調査の固有番号とする。）、②管理番号、③使用区画及び面積、④使用者の住所、⑤使用者の氏名、⑥備考

###### (2) 公園墓地管理台帳との照合と使用者の在籍確認

ア 記録されている対応履歴等を参照し、無縁墳墓調査対象者リストの備考欄に注意事項を入力する。

イ 使用者の在籍（生死）を戸籍謄本等で確認する。

###### (3) 無縁墳墓調査対象の注意事項記載

上記（1）を経て、無縁墳墓の調査対象として調査を開始することとなった墳墓について、対象墳墓である旨、霊域使用許可台帳の摘要欄へ記入する。

##### 2 「無縁墳墓調査票」（様式2）の作成

無縁墳墓の調査対象となった墓所に係る墓地管理台帳の情報及び墓域の位置に関して「無縁墳墓調査票」（様式2）を作成する。

###### (1) 【1 調査対象者】

墓地管理台帳や区画に関する情報を把握するほか、縁故者調査や承継指導及び立札設置等、事業の進捗に沿って、次に掲げる情報の管理を行う。

①調査番号、②管理番号、③使用区画及び面積、④使用者の住所、⑤使用者の氏名、⑥立札撤去の有無、⑦使用者の存否、⑧親族氏名、⑨使用者との続柄、⑩使用者又は親族の最終住所、⑪使用者又は親族の本籍地、⑫埋蔵者名、⑬埋蔵年月日、⑭その他必要事項

###### (2) 【2 位置図】

墓域の位置を公園墓地全体平面図に記入する。

###### (3) 【3 現地調査】

墓所の現地調査を行い、墓の状況や墓参りの形跡など気が付いたことを記録する。

###### (4) 【4 現況写真】

ア 墓所ごとに写真を撮り、貼付票に貼り付ける。

イ 写真は原則として3枚撮影するものとし、正面から2枚〔近景（墓石の家名が分かる程度）及び遠景（囲障及び墳墓全体が確認できる程度）〕、斜め前方から1枚（中景）撮影するものとする。

(5) 【5親族図】

ア 墓地管理台帳を基に、使用者名、納骨状況などが分かる「親族図」を作成する。

イ 親族図の作成に関しては、後述の縁故者調査の結果を記入する。

3 縁故者調査

調査対象となっている墳墓について、使用者及び使用者の縁故者を調べるために、戸籍謄本等を収集し、その生死、所在等を調査する。

(1) 縁故者調査対象範囲

縁故者調査の対象範囲は、使用者の3親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族とする。

(2) 調査手順

ア 縁故者調査は、存命の者が確認できた時点で終了するものとするが、その者の存命の事実及びその所在を調査する。

イ 縁故者調査の完了の判断は、次に定める基準により行う。

① 使用者が存命の場合

a 無縁墳墓調査対象者リストの備考欄に維持管理料徴収対象者である旨を記入後、「維持管理料徴収対象者リスト」（様式3）を作成し、維持管理料の請求を行う。

b 使用者の所在が判明した場合

使用者の所在が判明した時点で調査完了とする。

c 使用者の所在が不明の場合

所在不明の判断は、所在地へ発送した配達証明郵便が返戻されてきたことをもって行い、次に掲げる事項が確認できた時点で調査完了とする。

(a) 縁故者の不存在

(b) 縁故者の存命及びその所在

この場合において、承継順位として同列のものが複数あるときは、その全員について調査する。

(c) 縁故者の不明

② 使用者が死亡している場合及び生死不明の場合

次に掲げる事実が確認できた時点で調査完了とする。

a 縁故者の不存在

b 縁故者の存命及びその所在

この場合には、縁故者に対して承継の指導をし、滞納している維持管理料の納入を促す。

c 縁故者の不明

#### 4 無縁墳墓の確定

縁故者調査の結果、縁故者の不存在又は不明を確認した場合は、起案文書に関連書類を添付して部長決裁により無縁墳墓として確定するものとする。

#### 5 文書保存（ファイリング）

調査の結果無縁墳墓であることが判明した墳墓の調査票等関連書類は、霊域使用許可台帳や縁故者調査により取得した戸籍謄本等の資料とともに、無縁墳墓フォルダを作成して個別に保存する。この場合において、無縁墳墓フォルダの保存期間は、永年とする。

#### 6 無縁墳墓等改葬公告

墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第3条第2号の規定に基づき、無縁墳墓に係る改葬の公告を行う。

官報の公告については、掲載料金が発生するため、予算措置が必要なので留意する。

無縁改葬に関する事項の詳細については、「高砂市無縁墳墓改葬要領」に定めるところによる。

##### （1）「無縁墳墓立札設置予定区画リスト」（様式4）の作成

無縁墳墓調査対象者リストの備考欄に無縁墳墓立札設置予定区画である旨を記入後、無縁墳墓立札設置予定区画リストを作成する。

##### （2）立札の設置

無縁墳墓立札設置予定区画リストに記載の墳墓について、無縁公告用の立札を設置する。

##### （3）官報公告

立札を設置した墳墓について、立札に記載された事項と同一の事項を官報に掲載する。

##### （4）立札の撤去

設置された立札について、官報掲載後1年を経過した場合には、当該立札を撤去する。

#### 7 「無縁墳墓対象者閲覧簿」（様式5）及び「閲覧申請受付簿」（様式6）の作成

（1）無縁墳墓対象者閲覧簿及び閲覧申請受付簿を作成する。

（2）無縁墳墓対象者閲覧簿及び閲覧申請受付簿は、環境政策課に備え付け、閲覧の申請があった場合には、申請者に対し、閲覧申請受付簿に必要事項を記入させる。

#### 8 改葬及び撤去工事等

無縁墳墓は、改葬等の整備を行うが、撤去工事に関しては一式数十万円の予算措置が必要なので留意する。

なお、改葬手続の詳細は、高砂市公園墓地無縁墳墓改葬要領による。

### 第3 新使用者募集予定区画リストの作成

無縁墳墓に係る改葬の終了した墳墓については、新使用者募集の対象として把握し、無縁墳墓の撤去工事終了時において「公園墓地新使用者募集予定区画リスト」（様式7）を作成する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## 4 高砂市公園墓地無縁墳墓改葬要領

### 第1 趣旨

この要領は、無縁墳墓に関し、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）に基づき、遺骨の改葬、墓石、碑石等の処分等を行うに当たっての具体的な事項等について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 無縁墳墓等改葬公告

無縁墳墓に埋（収）蔵されている遺骨を改葬する場合には、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条第2号の規定に基づき、改葬の公告をしなければならない

無縁墳墓に係る改葬の公告（以下「無縁墳墓改葬公告」という。）は、一定の事項を官報に掲載し、かつ、当該事項を記載した立札を1年間一定の場所に設置することにより行うものであるが、その具体的な事務処理は、次のとおりとする。

#### （1）「無縁墳墓調査票」と埋蔵者データの作成

##### ア 無縁墳墓調査票の作成

無縁墳墓改葬公告の対象となる墳墓の確認のための資料とするため、無縁墳墓調査票を作成する。

##### イ 埋蔵者データの作成

無縁改葬公告に必要な埋蔵者（収蔵者を含む。以下同じ。）のデータを作成する。

#### （2）立札記載原稿の作成

無縁墳墓改葬公告の内容として立札に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

ア 墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓に関する権利を有する者に対し  
1年以内に申し出るべき旨

イ 墓地等の所在地

ウ 墓地等の名称

エ 死亡者の本籍及び氏名

オ 改葬を行おうとする者

カ 連絡先

#### （3）立札の設置

ア 無縁墳墓として確定した墳墓については、無縁墳墓改葬公告用の立札を当該墓所及び公園墓地管理事務所等に設置するものとする。

イ 立札設置の際には、設置日時の入った立札の写真を撮影しておくものとする。

ウ 写真は原則として3枚撮影するものとし、正面から2枚〔近景（立札の文字が読める程度）及び遠景（立札及び墳墓全体が確認できる程度）〕、斜め前方から1枚（中景）撮影するものとする。

#### （4）官報公告

立札を設置した墳墓について、立札に記載された事項と同一の事項を官報に掲載する。

#### （5）立札の撤去

ア 無縁墳墓改葬公告の効力は官報に掲載した日から生じるものとし、無縁墳墓

に設置した立札の設置期間は当該官報に掲載した日から起算して1年間とする。  
イ 官報掲載後の設置期間が1年を経過した立札については撤去するものとし、  
その具体的な事務処理は次のとおりとする。

(ア) 立札を撤去する際には、撤去日時を入れた当該無縁墳墓の写真を撮影しておくものとする。

(イ) 写真は原則として3枚撮影するものとし、正面から2枚〔近景（立札の文字が読める程度）及び遠景（立札及び墳墓全体が確認できる程度）〕、斜め前方から1枚（中景）撮影するものとする。

### 第3 改葬許可の申請

使用权の消滅した墳墓で、無縁墳墓改葬公告期間が満了した当該無縁墳墓については、当該無縁墳墓に埋蔵又は収蔵されている遺骨を別の場所へ改葬するものとし、その具体的な取扱いは、次のとおりとする。

(1) 無縁墳墓に係る遺骨を改葬する場合には、墓地、埋葬等に関する法律第5条並びに墓地、埋葬に関する法律施行規則第2条及び第3条の規定に基づき、市長に対し改葬の許可の申請をしなければならない。

(2) 無縁墳墓に係る改葬の許可の申請は、市長が行う。

(3) 改葬の許可申請に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 当該無縁墳墓の写真及び位置図

イ 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかった旨を記載した書面

ウ 前号に規定する官報の写し及び立札の写真

エ 無縁墳墓調査票

オ その他市長が特に必要と認める書類

### 第4 遺骨の改葬及び撤去工事

無縁墳墓については、当該無縁墳墓に埋蔵又は収蔵されている遺骨を別に定める場所に改葬するとともに、改葬後の墳墓に係る整備を行うものとする。

この場合において、「別に定める場所」は、改葬遺骨の数、受入施設の状況等を勘案し、別に定めるものとする。

### 第5 墓石、碑石等の処理

(1) 撤去工事の結果生じた墓石、碑石等は、公園墓地内の一定の場所に集積し、相当の期間保管した後、不敬とならないよう配慮の上処分するものとする。

この場合において、「相当期間」は、原則として5年以上の期間とする。

(2) 他の施設（墓誌、台石、圍障等）及び樹木については、不敬とならないよう配慮の上、処分するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 5 高砂市墓地、埋葬等に関する規則

平成24年3月30日高砂市規則第12号

高砂市墓地、埋葬等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の許可申請)

**第2条** 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合にあっては、当該法人の定款、寄附行為又は規則の写し及び登記事項証明書
- (2) 墓地等の位置図
- (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書、字限図及び求積図
- (4) 墓地に係る申請にあっては、墓地の区域を明らかにした図面
- (5) 墓地に係る申請にあっては、周囲110メートル以内の付近見取図
- (6) 火葬場に係る申請にあっては、周囲220メートル以内の付近見取図
- (7) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- (8) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (9) 墓地等の経営の収支予算書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(墓地等の変更の許可申請)

**第3条** 法第10条第2項の規定により墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲

げる書類

- (2) 変更の内容を明らかにした図面
- (3) 改葬を必要とする場合にあっては、改葬の内容を明らかにした書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(墓地等の廃止の許可申請)

**第4条** 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条第2項第2号に掲げる書類
- (2) 墓地等の敷地の登記事項証明書
- (3) 墓地又は納骨堂にあっては、改葬の内容を明らかにした書類
- (4) 次条の規定による許可書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(許可書の交付)

**第5条** 市長は、法第10条の許可をしたときは、墓地等(経営・変更・廃止)許可書(様式第4号)を交付する。

(みなし許可の届出)

**第6条** 法第11条第1項及び第2項の規定により都市計画事業又は土地区画整理事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止について法第10条第1項又は第2項の許可があったものとみなされる場合にあっては、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにみなし許可届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 都市計画事業の認可書若しくは承認書の写し又は土地区画整理事業の事業計画の認可書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(墓地の設置場所)

**第7条** 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に接近した場所でないこと。
- (2) 学校、病院その他公共的施設又は住宅から110メートル以上離れた場所であること。
- (3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。

2 焼骨を埋蔵する墓地で土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。

(墓地の構造設備)

**第8条** 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられて、隣地との境界が明らかにされていること。
- (2) 墓所（墳墓、石碑等を建設する場所をいう。）の面積が墓地の区域の面積のおおむね3分の1以下であること。
- (3) 墓地の区域内には、緑地等が設けられていること。
- (4) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路が設けられていること。
- (5) ごみ集積設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。
- (6) 管理事務所が設けられていること。

2 土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。

(納骨堂の構造設備)

**第9条** 納骨堂の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 独立した堅ろうな建物であること。
- (2) 換気設備が設けられていること。
- (3) 出入口及び納骨装置には、施錠設備が設けられていること。

2 特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。

(火葬場の設置場所)

**第10条** 火葬場の設置場所は、学校、病院その他公共的施設又は住宅から220メートル以上離れた場所でなければならない。

2 土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合又は同一敷地内において改築、増築若しくは建て替えを行う場合にあっては、前項の規定は、適用しない。

(火葬場の構造設備)

**第11条** 火葬場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 火葬場の境界には、垣根等が設けられて、隣地との境界が明らかにされていること。
- (2) 火葬場の敷地内には、緑地等が設けられていること。
- (3) 防臭及び防じんについて十分な能力を有する火葬炉が設けられていること。
- (4) 残灰庫が設けられていること。
- (5) 火葬場の規模に応じた管理事務所及び待合所が設けられていること。
- (6) ごみ集積設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。

(墓地等の経営)

**第12条** 墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合した健全な運営がなされ、かつ、永続的な管理がなされなければならない。

(墓地等の工事完成の届出)

**第13条** 墓地等の経営者は、墓地等の新設又は変更の工事が完成したときは、墓地等工事完成届出書(様式第6号)を市長に提出して、その検査を受けなければならない。

2 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(墓地等の変更の届出)

**第14条** 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに墓地等変更届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 経営者の氏名及び住所

(2) 墓地等の名称

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 6 墓地、埋葬等に関する法律

発令 : 昭和 23 年 5 月 31 日号外法律第 48 号

最終改正 : 平成 23 年 8 月 30 日号外法律第 105 号

改正内容 : 平成 23 年 8 月 30 日号外法律第 105 号[平成 24 年 4 月 1 日]

### ○墓地、埋葬等に関する法律

[昭和二十三年五月三十一日号外法律第四十八号]

[厚生大臣署名]

墓地、埋葬等に関する法律をここに公布する。

#### 墓地、埋葬等に関する法律

##### 第一章 総則

[法律の目的]

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

[定義]

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

##### 第二章 埋葬、火葬及び改葬

[二十四時間内埋葬又は火葬の禁止]

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

[墓地外の埋葬又は火葬場外の火葬の禁止]

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

[埋葬・火葬又は改葬の許可]

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第六条及び第七条 削除〔昭和四五年四月法律一二号〕

〔許可証の交付〕

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

〔市町村長の埋葬又は火葬の義務〕

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

### 第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

〔他の法律による処分との調整〕

第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

〔管理者の届出〕

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

〔管理者の応諾義務〕

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

〔許可証のない埋蔵・収蔵又は火葬の禁止〕

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許

可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行ってはならない。

〔図面・帳簿・書類の備付又は閲覧の義務〕

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

〔許可証の保存及び記入〕

第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

〔管理者の報告〕

第十七条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

〔当該職員の立入検査〕

第十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

〔施設の整備改善その他の強制処分命令〕

第十九条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

#### 第四章 罰則

第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元〔二万円〕以下の罰金に処する。

- 一 第十条の規定に違反した者
- 二 第十九条に規定する命令に違反した者

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円〔二万円〕以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反し

た者

二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

〔両罰規定〕

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

〔施行期日〕

第二十三條 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

〔命令の廃止〕

第二十四條 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一条の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

〔処罰に関する経過措置〕

第二十五條 この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

〔従前の命令による経営の許可の効力〕

第二十六條 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

〔納骨堂経営の許可申請の特例〕

第二十七條 従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を経営している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を經營しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

〔従前の命令による埋葬・改葬又は火葬の許可の効力〕

第二十八條 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

附 則 〔昭和二五年三月二八日法律第二六号〕

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則 〔昭和二九年五月二〇日法律第一二〇号抄〕

1 この法律は、新法〔土地区画整理法＝昭和二九年五月法律第一一九号〕の施行の

日〔昭和三〇年四月一日〕から施行する。

附 則〔昭和三十一年六月一二日法律第一四八号〕

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行の日〔昭和三十一年九月一日〕から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則〔昭和三十七年九月一五日法律第一六一号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第一〇一号〕

この法律〔中略〕は、新法〔都市計画法＝昭和四三年六月法律第一〇〇号〕の施行の日〔昭和四四年六月一四日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四四年六月三日法律第三八号抄〕  
(施行期日)

第一条 この法律は、〔中略〕公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年四月一日法律第一二号抄〕  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和五〇年七月一六日法律第六七号抄〕  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和五〇年一〇月政令三〇五号により、昭和五〇・一一・一から施行〕

附 則〔昭和五八年一二月一〇日法律第八三号抄〕  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定並びに第二十四条の規定（麻薬取締法第二十九条の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第十五条の規定  
昭和五十九年一月一日

二～七 〔略〕

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(再審査請求に係る経過措置)

第十五条 第十三条、第十六条又は第二十条の規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律第十九条の四、興行場法第七条の三又はへい獣処理場等に関する法律第九条の三の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成二年六月二九日法律第六二号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二年十一月政令三二四号により、平成二・一一・二〇から施行〕

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号) 中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二編第十二章の改正規定の施行の日〔平成七年四月一日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成六年七月一日法律第八四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定〔中略〕は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされてい

る申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

附 則〔平成一八年六月七日法律第五三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔略〕
- 二 〔前略〕第二十三条から第二十七条まで〔中略〕の規定並びに附則第十三条、

第十五条から第二十四条まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日  
三～六 〔略〕

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第二十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律（以下この条において「旧墓地、埋葬等に関する法律」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第二十四条の規定の施行の際現に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定によりされている許可の申請（以下この項において「申請の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の墓地、埋葬等に関する法律（以下この条において「新墓地、埋葬等に関する法律」という。）の適用については、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請の行為とみなす。

2 第二十四条の規定の施行前に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定により地方公共団体の機関に対し報告をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新墓地、埋葬等に関する法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 7 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

発令 : 昭和 23 年 7 月 13 日号外厚生省令第 24 号

最終改正 : 平成 20 年 5 月 2 日号外厚生労働省令第 106 号

改正内容 : 平成 20 年 5 月 2 日号外厚生労働省令第 106 号[平成 20 年 5 月 12 日]

○墓地、埋葬等に関する法律施行規則

[昭和二十三年七月十三日号外厚生省令第二十四号]

墓地、埋葬等に関する法律施行規則を次のように定める。

墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- 二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- 三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- 四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）
- 五 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 六 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- 七 埋葬又は火葬場所
- 八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
  - 二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
  - 三 埋葬又は火葬の場所
  - 四 埋葬又は火葬の年月日
  - 五 改葬の理由
  - 六 改葬の場所
  - 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあっては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
- 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- 三 その他市町村長が特に必要と認める書類

第三条 死亡者の縁故者が無い墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 無縁墳墓等の写真及び位置図
- 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- 三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
- 四 その他市町村長が特に必要と認める書類

第四条 法第八条に規定する埋葬許可証は別記様式第一号又は第二号、改葬許可証は別記様式第三号、火葬許可証は別記様式第四号又は第五号によらなければならない。

第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

- 2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。
- 3 前二項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第一項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。

第六条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

- 2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 墓地使用者等の住所及び氏名
  - 二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
  - 三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日
- 2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告

書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 火葬を求めた者の住所及び氏名

二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日

第八条 火葬場の管理者は、火葬を行ったときは、火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

第九条 法第十七条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第六号、火葬状況の報告は別記様式第七号により、これを行わなければならない。

第十条 法第十八条第一項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第二項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則〔昭和二五年四月一日厚生省令第一三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三一年九月二二日厚生省令第四一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年四月一日厚生省令第一二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五二年一月一八日厚生省令第一号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則〔昭和五八年一二月二三日厚生省令第四五号抄〕

1 この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附 則〔平成元年三月二四日厚生省令第一〇号抄〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則〔平成一〇年一二月二八日厚生省令第九九号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令の施行の際現にある前条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式

によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一一年一月一日厚生省令第四号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一一年三月二九日厚生省令第二九号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定については、平成十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に行っている改葬の許可の申請については、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一五年一〇月三〇日厚生労働省令第一六七号抄〕

(施行期日)

- 1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十五号）の施行の日〔平成一五年十一月五日〕から施行する。

附 則〔平成一九年三月三〇日厚生労働省令第五〇号〕

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年五月二日厚生労働省令第一〇六号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律〔平成二〇年五月法律第三〇号〕の施行の日〔平成二〇年五月一二日〕から施行する。